

へいせい訪問看護ステーション運営規程

第1条(事業の目的)

社会医療法人全仁会が開設するへいせい訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護事業(指定介護予防訪問看護事業)(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者(以下看護師等という。)が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が居宅において訪問看護(療養上の世話や必要な診療補助)の必要を認めた高齢者等に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

第2条(運営の方針)

- 1 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条(事業所の名称及び所在地)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 へいせい訪問看護ステーション
- (2) 所在地 倉敷市老松町4丁目4-7

第4条(職員の職種、員数、及び職務内容)

ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師1名
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。
- (2) 看護師 看護師3名以上
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。
理学・作業療法士・言語聴覚士適当数
訪問看護指示書・訪問看護計画書に基づき、訪問リハビリを担当する。
- (3) 勤務時間 午前8時45分から午後5時30分までとする。但し、土曜日は午後0時45分までとする。

第5条(営業日及び営業時間)

ステーションの営業日及び営業時間は、事業者医療法人職員規定に準じて、定めるものとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、国民の祝日、12月30日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。但し、土曜日は午後0時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第6条(訪問看護の提供方法)

訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 医師が交付した訪問看護の指示書と介護保険対象の方は、居宅支援事業所の居宅サービス計画書に基づいて訪問看護計画を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めよう指導する。

第7条(訪問看護の内容)

指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察、健康管理
- (2) 療養、看護、介護方法のアドバイス
- (3) 食事ケア、水分・栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
- (4) ターミナルケア
- (5) リハビリテーション
- (6) 認知症の方の看護
- (7) 家族など介護者の支援
- (8) 褥瘡や創傷の処置
- (9) カテーテルなど医療機器の管理
- (10) 医師の指示による医療処置
- (11) 保健・福祉サービスなどの活用

第8条(利用料およびその他の費用の額)

- 1 訪問看護を提供した場合、基本利用料は、介護保険法に基づく本人負担分を徴収するものとする。
- 2 訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、重要事項説明書等を説明し、その趣旨の理解を得ることとする。
- 3 死後の処置 10,000円

第9条(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、倉敷市、総社市の区域とする。

第10条(緊急時等における対応方法)

- 1 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行なうとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医・介護支援専門員に報告しなければならない。

第11条(虐待の防止のための措置に関する事項)

利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、担当者を選任し、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための看護師等に対する研修を定期的実施する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法の検討を行う。
- (5) サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

第12条(その他運営についての重要事項)

- 1 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 訪問看護サービスの提供中に担当看護師等の過失により、万一事故が発生した場合は、その損害を賠償する。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではない。
- 5 利用者、家族は提供されたサービスに対し苦情がある場合は、いつでも管理者に申し出ることができる。苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対応し、サービスの質向上・改善に努める。

相談窓口：ヘイセイ訪問看護ステーション 管理者

受付日時 月曜日～金曜日(午前9時～午後5時)、土曜日(午前9時～午後0時30分)

※ただし、祝日及び12/30～1/3を除く

- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する事項は社会医療法人とステーションの管理者協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成12年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成16年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成17年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成18年10月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年12月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和5年 2月 1日から施行する。

この規程は、令和6年5月 13日から施行する。

この規程は、令和8年4月 1日から施行する。